令和７年4月
姫路市

法第８７条の４に基づく昇降機の確認申請の手続きについて

法第８７条の４に基づく昇降機の確認申請の手続きについて、下記のとおりの取扱いとします。

記

昇降機を建築基準法第6条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物に設ける場合には、同項の規定による確認又は法第18条第2項の規定による通知（以下「確認等」という。）を要する場合を除き、法第87条の4の規定に基づき確認等を要する。

１．昇降機に関し法第87条の4に規定する「設ける場合」とは表のとおりとする。なお、昇降機の移設は、移設先において新設する場合として取り扱う。

エレベーター※1	⑴エレベーターを新設する場合
	⑵既設のエレベーターを撤去・新設する場合 主要な支持部分※2（全部又は一部）、籠（枠及び床版）、駆動装置（巻上機又は油圧パワーユニット等）及び制御盤を一括して取り替える場合
エスカレーター	⑴エスカレーターを新設する場合
	⑵既設のエスカレーターを撤去・新設する場合 エスカレーターのトラス等（トラス又ははり）、踏段、駆動機及び制御盤を一括して取り替える場合
小荷物専用昇降機※3	エレベーターに準じる

※1　籠が住戸内のみを昇降するもの（ホームエレベーター）及び法第6 条第1 項第2 号に掲げる建築物（階数が３以上であるもの、延べ面積が500 ㎡を超えるもの及び高さが16mを超えるものを除く。）に設けるものは除く。
※2　令第 129 条の４第１項に規定する主要な支持部分をいう。
※3　全ての出し入れ口の下端が床面よりも 50cm 以上高いもの（テーブルタイプ）は除く。

２．昇降機の法第 87 条の 4に基づく確認等は、令第５章の４第２節（昇降機）の全ての規定に適合しなければならない。

【注意】

① 本取扱いは、昇降機に関し法第 87 条の 4に規定する「設ける場合」に該当する工事等の範囲及び同条に基づく確認等が適合しなければならない昇降機の規定の範囲についての取り扱いである。
② 既設のエレベーターに令第 129 条の 10 第３項に規定する安全装置のみを設ける場合は、１の「設ける場合」に該当しない。
③ エスカレーターの既設のトラス等の内部に新たにトラス等を組み込み構造上一体的に主要な支持部分とする場合は、「トラス等を取り替える場合」に該当しない。

【適用事例】

・確認申請について（ロープ式エレベーターの場合）

部材			取替部材			
施行令第 129 条の4に定める主要な支持部分						
①いずれか	主索		○		○	○
	主索の端部		○		○	○
	支持ばり等	マシンビーム		○		
		ガイドレール				
		頂部支持ばり				
②両方	籠枠		○	○	○	
	籠床版		○	○	○	○
③	巻上機		○	○	○	○
④	制御盤		○	○		○
確認申請が必要（①+②+③+④）			必要	必要	不要	不要

以上